マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた 成功事例の収集・分析等を行う事業を実施する者の公募についての公示

平成28年3月9日 国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業を実施する者の公募について公示します。

本公募は、平成28年度予算によるものであり、平成28年度予算成立等が事業 実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、特定が遅れること等も ありますので、ご留意ください。

1. 事業概要

- (1) 事業名 マンション管理適正化・再生推進事業に当たっての課題の解決に向けた 成功事例の収集・分析等を行う事業
- (2) 事業目的

本事業は、マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた成功 事例の収集・分析等を行う事業を実施する者に対し、国が必要な費用を補助すること により、マンション管理適正化・再生推進事業の成功事例の収集・分析及び成功事例 を全国的に普及するための資料作成等の円滑な実施を図ることを目的とする。

- (3) 事業内容
 - ①マンション管理適正化・再生推進事業に関し、採択された事業の成功事例の収集、分析等に関する業務
 - ②平成28年度マンション管理適正化・再生推進事業の事業報告書及び成功事例及びそのノウハウを全国的に普及するための資料作成等の作成に関する業務
- (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。 平成28年5月中旬 ~ 平成29年3月25日

2. 補助対象事業者の要件

- (1) 公平性及び中立性に関する要件
 - ・マンション管理組合の活動を支援する法人等と直接的な利害関係がないこと。
 - ・業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。
- (2) 技術能力に関する要件
 - ・成功事例の収集、分析等を行い得る組織を備えた体制であること。
 - ・事業報告書及び成功事例やそのノウハウを全国的に普及するための資料等に関する 実績及び体制を有すること。
- (3) 守秘性に関する要件
 - ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

- (4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件
 - ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室企画調整係 電話 03-5253-8111(内線39684) ファクシミリ 03-5253-1631

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期間 平成28年3月9日から平成28年4月28日まで
 - ②場所 上記担当部局
 - ③方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、手交 又はE-mailにより交付。
- (3) 申込書の提出期限、場所及び方法
 - ①期限 平成28年4月28日18時00分まで
 - ②場所 上記担当部局
 - ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は4部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効) 「Just System 一太郎2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Exc el2013」「Adobe Acrobat ReaderXI」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 詳細は説明書による。